

(5) 保険給付の制限

介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて次のような措置がとられる。

① 1年間滞納した場合（支払方法の変更）

介護サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担し、後日申請により9割分が払い戻される。

② 1年6か月間滞納した場合（保険給付の一時差止）

利用している介護サービスの給付費(9割)の一部または全額が一時的に差し止められる。さらに滞納が続く場合は、差し止めた給付費から滞納保険料額を控除される。

③ 2年間以上滞納した場合（給付額の減額）

2年間以上滞納し時効になった保険料がある場合、その未納期間に応じて、利用者負担が3割に引き上げられる。また、高額介護等サービス費や高額医療合算介護等サービス費および特定入所者介護等サービス費の支給が受けられなくなる。

年度	20	21	22	23
種類	給付額の減額	給付額の減額	給付額の減額	給付額の減額
件数	56	63	82	72

8 地域支援事業

平成18年度に介護保険制度が改正され、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する目的で、地域支援事業が創設された。

地域支援事業は、①介護予防事業、②包括的支援事業、③任意事業の3事業から構成される。全区市町村が行う必須事業（介護予防事業、包括的支援事業）と、各区市町村の判断により行われる任意事業とに分けられる。

(1) 介護予防事業

介護予防事業は、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化防止のための事業である。要支援・要介護状態になるおそれのある特定高齢者（二次予防事業対象者）を対象とした介護予防特定高齢者事業（二次予防事業）と、地域における全ての高齢者を対象に実施する介護予防一般高齢者事業（一次予防事業）とに区分される。なお各事業を利用した際は、一定の利用者負担がある。

介護予防特定高齢者事業（二次予防事業）

事業名		年度			
		21	22	23	
特定高齢者把握事業（生活機能評価健診）	受診者数	58,090人	59,223人	61,193人	
	決算額	334,940,274円	347,866,396円	340,185,953円	
高齢者筋力向上トレーニング	参加実人数	173人	184人	196人	
	参加延べ人数	3,482人	3,692人	3,934人	
	実施延べ回数	522回	512回	519回	
	決算額	25,046,902円	24,568,425円	23,483,753円	
転倒骨折予防事業（転倒予防のための体力づくり教室）	参加実人数	144人	134人	139人	
	参加延べ人数	1,433人	1,329人	1,320人	
	実施延べ回数	144回	141回	135回	
	決算額	5,467,437円	5,497,482円	5,547,176円	
栄養改善事業（若さを保つ栄養教室）	参加実人数	35人	37人	51人	
	参加延べ人数	230人	271人	319人	
	実施延べ回数	40回	47回	48回	
	決算額	6,670,093円	6,824,735円	6,760,524円	
口腔機能向上事業	（しっかりと かんで元気 応援教室）	参加実人数	118人	127人	118人
		参加延べ人数	633人	627人	578人
		実施延べ回数	60回	71回	70回
	（元気なお 口通信講座）	講座開催数	2講座	2講座	2講座
		参加実人数	52人	34人	19人
		決算額	10,325,135円	11,088,131円	11,364,392円
訪問型介護予防事業（はつらつ訪問）	訪問実人員	12人	13人	15人	
	訪問延べ人員	33人	177人	158人	
	決算額	3,243,770円	3,197,206円	3,164,490円	
特定高齢者評価事業（介護予防事業評価委員会）	開催回数	2回	1回	2回	
	決算額	79,000円	164,307円	79,000円	

介護予防一般高齢者事業（一次予防事業）

事業名		年度		
		21	22	23
介護予防小冊子作成	作成部数	パンフレット18,600部、体力づくり情報カセット4,000部	パンフレット 6,500部	パンフレット 7,000部
	決算額	1,696,800円	679,875円	603,750円
講演会・健康教育教室・健康相談	参加延べ人数	4,656人	4,725人	3,135人
	実施延べ回数	183回	168回	131回
	決算額	3,115,725円	2,775,302円	2,629,499円
よりあいひろば事業	参加延べ人数	7,386人	7,760人	8,399人
	実施延べ回数	456回	440回	453回
	決算額	11,880,000円	11,730,000円	11,880,000円
介護予防キャンペーン事業	参加延べ人数	1,710人	2,155人	2,575人
	決算額	2,074,234円	2,061,379円	2,413,641円
介護予防推進員支援事業	参加延べ人数	175人	155人	225人
	決算額	87,500円	106,400円	183,000円

(2) 包括的支援事業

包括的支援事業は、高齢者相談センター（地域包括支援センター）が行う事業で、その内容は、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③権利擁護事業、④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業である。

区市町村は実情に応じた圏域を設定して地域包括支援センターを設置することとなり、練馬区では4か所の総合福祉事務所に高齢者相談センター（地域包括支援センター）を直営で設置している。また、区内の22か所の在宅介護支援センターに併設で、高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所を設置し、その機能の充実を図っている。

事業名		年度		
		21	22	23
総合相談支援事業、 権利擁護事業	相談件数 (うち権利擁護相談)	114,818件 (422件)	125,396件 (757件)	134,507件 (571件)
	ケアプラン作成 (特定高齢者)	500件	492件	755件
	特定高齢者数	11,460人	12,951人	12,959人
決算額		582,115,129円	586,354,038円	607,946,369円

高齢者相談センター（地域包括支援センター）は、包括的支援事業の他、指定介護予防支援事業者として要支援者を対象とする介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成等も行う。介護予防支援事業の一部は、指定居宅介護支援事業者に委託できていることになっている。

【指定介護予防支援事業分】

事業名		年度		
		21	22	23
ケアプラン作成 (要支援1・2)	委託契約事業所数	179か所	189か所	213か所
	作成件数（委託分含む）	2,223件	2,402件	2,646件

※「練馬の介護保険」21年度実績版までは、事業所数は4高齢者相談センターの委託契約事業所数の合計（他所との重複事業所あり）であった。22年度実績版以降は、4所合計のうち、重複分を差し引き集計しなおした。（3月末実績による）

(3) 任意事業

任意事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするために、被保険者や要介護者を介護している人等に対し、地域の実情に応じて実施する事業で、①介護給付等費用適正化事業、②家族介護支援事業、③その他の事業の3種類が定められている。

任意事業

事業名		年度	21	22	23
①	介護給付費適正化 推進（ケアプラン チェック）	実施事業者数	44 事業者	54 事業者	56 事業者
		決算額	6,008,101 円	6,705,800 円	6,684,117 円
	介護給付費適正化 推進（介護給付費 通知）	実施回数	2 回	2 回	2 回
		通知延べ件数	34,267 件	36,461 件	38,705 件
		決算額	2,386,957 円	2,418,670 円	2,527,239 円
②	家族介護者教室	参加延べ人数	1,358 人	1,213 人	1,187 人
		実施延べ回数	118 回	116 回	113 回
		決算額	2,610,000 円	2,587,000 円	2,542,500 円
	認知症高齢者 徘徊探索サービス	機器貸出件数	352 件	336 件	384 件
		決算額	1,175,800 円	1,047,076 円	1,036,800 円
	家族介護慰労事業	支給件数	1 件	2 件	7 件
		決算額	100,000 円	200,000 円	700,000 円
	紙おむつなどの 支給	紙おむつ支給延べ人数	39,915 人	44,058 人	48,034 人
		おむつ代支給延べ人数	4,082 人	4,475 人	4,599 人
		決算額	217,800,942 円	238,672,755 円	256,816,944 円
③	住宅改修理由書作 成業務助成	助成件数	56 件	39 件	24 件
		決算額	112,000 円	78,000 円	48,000 円
	食事サービス （配食サービス）	利用人数	1,320 人	1,499 人	1,579 人
		食数	136,940 食	165,276 食	176,284 食
		決算額	48,517,146 円	54,926,740 円	57,522,545 円
	高齢者緊急保護事 業	利用人数	31 人	31 人	29 人
		決算額	3,650,000 円	3,650,000 円	3,660,000 円

9 保 険 料

介護保険制度は、保険給付や地域支援事業に要する費用を、40 歳以上の被保険者の介護保険料と公費を財源に、練馬区が保険者となって運営している。

（1）第 1 号被保険者の保険料

第 1 号被保険者の保険料は、サービスに必要な費用に応じて、3 年度を単位とした事業運営期間ごとに練馬区介護保険条例で決定し、保険者が賦課・収納する。負担能力に応じた負担を求めるという観点から、平成 21～23 年度の事業運営期間における保険料は、12 段階の所得段階別で、基準額は 47,400 円（月額 3,950 円）と定められた。

保険料納付方法は、年金を年額 18 万円以上受給している方は年金からの徴収（特別徴収）となり、それ以外の方は納付書または口座振替による納付（普通徴収）となる。平成 18 年度から、従来の老齢・退職年金に加え、遺族年金・障害年金が特別徴収の対象となった。